

ココが大変

ご注意を！

介護事業所の人事・労務管理

その1. よい人材を確保する ⇒ 採用と定着率向上がカギ

「この業界は人手不足が当たり前だから」とあきらめていませんか。採用へのこだわりがなければ、よくできる（生産性の高い）人材は集まりません。定着率向上には経営者として戦略を持つことが大切です。

その2. 労基法を守る ⇒ 「指定取り消し」を受けないために

過去には残業代の未払い→是正勧告無視→罰金刑→指定取り消しの事例も出ています。これからの介護経営は労災の適用、社会保険加入、労働時間制度など、コンプライアンス経営を実践することが求められます。

その3. 職員の生活を守る ⇒ 処遇改善加算はどう変わる？

3年の期間限定で導入された介護職員処遇改善加算は、条件付きで加算を増額する「延長・拡充」となりました。対象は「昇進・昇給ルールを持ち込んだ賃金体系を整えた事業者に限定」とされています。

社会保険労務士だからできます

労基署の監督 指導対策

- 労働法の専門家である **かわちの社労士**におまかせください。
- 労働時間一つとっても、ヘルパーの移動・研修・更衣・引継・業務報告書作成・待機など監督官から指導されやすい項目が目白押し。
- 調査は「労働者保護」が目的ですから、有給休暇取得や健康診断も指導されます。

おすすめ！助成金代行 (介護事業所向け)

- ★**かわちの社労士**なら、助成金の計画作成から支給申請までを代行。こんな助成金が使えます。
- キャリアアップ助成金（健康管理コース）**
パートタイマー（登録ヘルパー）の健康診断に対して、40万円を支給。
- 労働環境向上助成金（雇用管理制度）**
正社員の雇用管理制度（①評価・処遇制度、②研修体系制度、③健康づくり制度）の導入に対して、①40万円 ②③30万円を支給。
- 労働環境向上助成金（介護福祉機器）**
介護労働者の身体的負担軽減（腰痛対策）のために、移動用リフトや特殊浴槽などを導入する場合、経費の2分の1（上限300万円）助成。

人事・労務管理 のお悩み相談

- 人事・労務管理は **かわちの社労士**にお気軽に相談ください。
- 法改正などのタイムリーな情報提供、他事業所との情報交換・相互見学など、お役に立てることは様々あると考えます。
- 一人で悩まず、経営者様のパートナーとして **かわちの社労士**を活用してください。

かわちの社労士事務所 TEL 06(6785)7133